

葛飾区公衆喫煙所整備費等助成のご案内

望まない受動喫煙が生じない社会を実現することを目的として、一般利用できる喫煙所の設置及び維持管理に係る費用を助成します。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

※申請する年度内に工事完了報告書を提出できるよう設置工事をしていただく必要があります。

1 助成対象者

① 葛飾区内の建物又は土地を所有する方

② 葛飾区内の建物又は土地を賃借する方

※ 法人、団体及び個人のいずれでも助成を受けることができます。ただし国、独立行政法人、地方公共団体を除きます。

2 助成内容

助成対象経費		助成率	上限額	助成回数
設置経費	工事費、設備費、備品費、機械装置費等	10/10	500万円	1回
維持管理経費	空気清浄機の賃借料又は保守料、電気代、火災保険料、清掃・ごみ処理委託費、賃料等	10/10	1月当たり 10万円相当	1年間に1回 (5年間)

※消費税相当額も助成対象経費に含みます。

※助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てです。

※供用開始の日から5年間継続して運営できなかった場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

(注)各年度の助成期間が1年間に満たない場合は、10万円に当該年度の助成期間の月数(1か月に満たない月がある場合は、当該月については日割りで算出)を乗じた金額を上限とします。

事前にご相談の上、申請をお願いします。

〈問い合わせ先〉

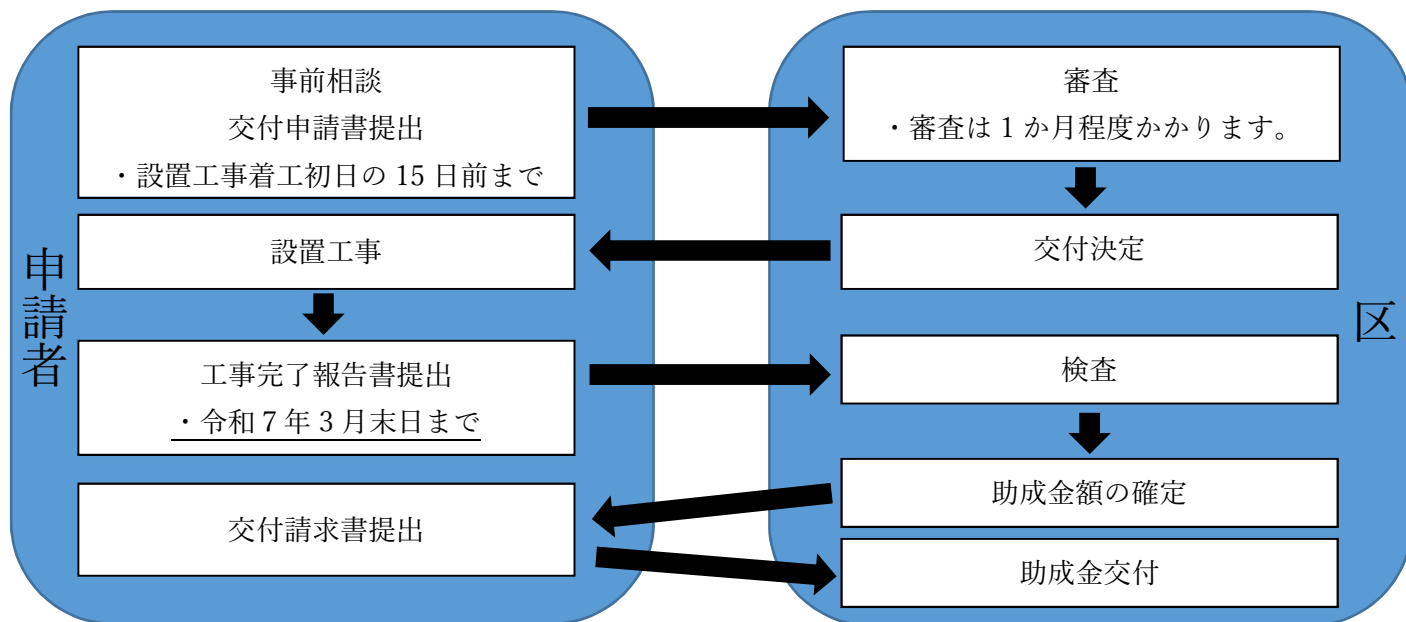
葛飾区健康部健康推進課健康推進係

TEL：03-3602-1268

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14

3 申請の流れ

(1) 設置経費



必要書類

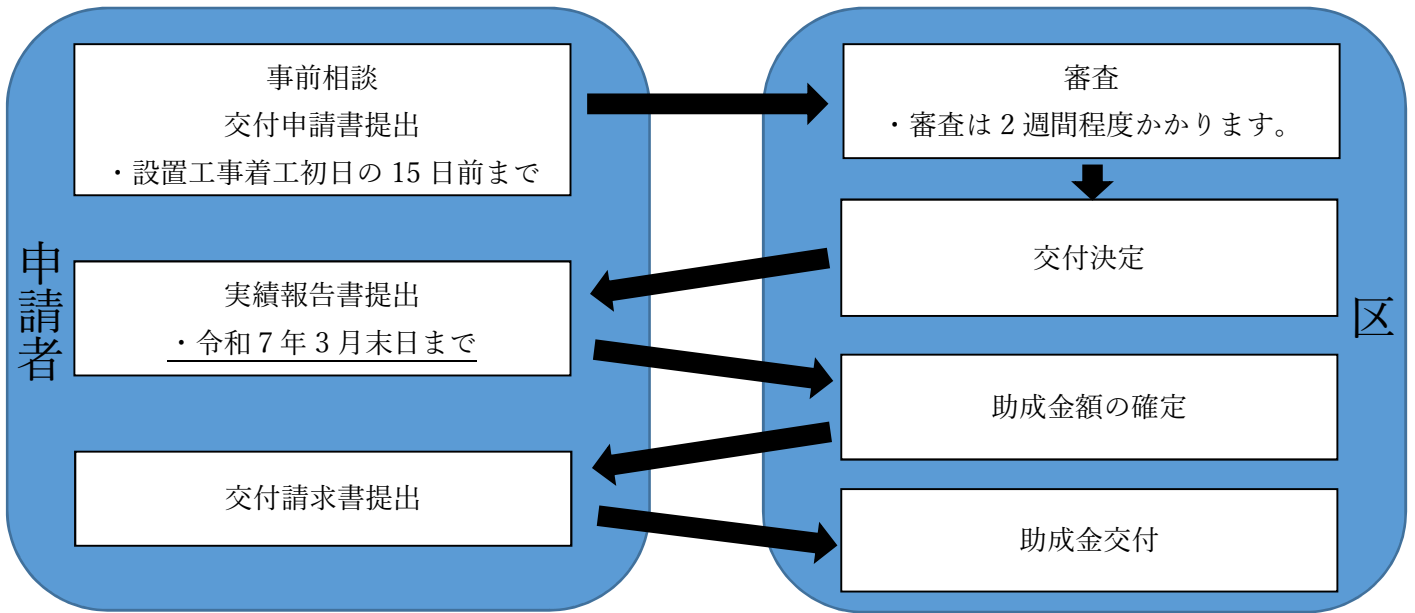
* 交付申請 *

書類	所有者	賃借者
葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金交付申請書《第1号様式》	○	○
公衆喫煙所設置・運営計画書《第2号様式》	○	○
喫煙所を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行後3か月以内）	○	
喫煙所を設置する建物又は土地の賃貸借契約書の写し		○
喫煙所を設置する建物又は土地の所有者から同意を受けていることが分かる書類		○
喫煙所の設置場所周辺の地図	○	○
喫煙所の案内図・配置図・平面図及び立面図・工事に係る仕様書等 ※換気扇等の設備・排気先の位置等が分かるもの ※喫煙所の室外から室内に向かう風速が0.2m/s以上あることが分かるもの	○	○
喫煙所設置前の設置予定場所の写真	○	○
喫煙所の設置経費の見積書の写し（内訳が分かるもの）	○	○
国・企業等から助成金等が支払われている場合は、その内容と内訳が分かる書類 （助成金が支払われていない場合は、支払われていないことについての誓約書）	○	○

* 完了報告 *

葛飾区公衆喫煙所設置工事完了報告書《第9号様式》
喫煙所の案内図・配置図・平面図及び立面図・工事に係る仕様書等 （交付申請時に提出したものと変更がない場合は省略できます。）
喫煙所の完成を確認できる全景及び喫煙所の主要部分の写真
喫煙所の設置経費に係る契約書の写し
喫煙所の設置経費の支払いが終了したことが分かる書類の写し（領収書等）
喫煙所の設置経費の内訳が分かる書類の写し

(2) 維持管理経費



必要書類

* 交付申請 *

書類	所有者	賃借者
葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金交付申請書《第1号様式》	○	○
公衆喫煙所設置・運営計画書《第2号様式》	○	○
喫煙所を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行後3か月以内）	○	
喫煙所を設置する建物又は土地の賃貸借契約書の写し		○
喫煙所を設置する建物又は土地の所有者から同意を受けていることが分かる書類		○
喫煙所の設置場所周辺の地図	○	○
喫煙所の案内図・配置図・平面図及び立面図・工事に係る仕様書等 ※換気扇等の設備・排気先の位置等が分かるもの ※喫煙所の室外から室内に向かう風速が0.2m/s以上あることが分かるもの	○	○
維持管理経費の予定金額の内訳とその算出根拠が分かるもの	○	○
国・企業等から助成金等が支払われており場合は、その内容と内訳が分かる書類 （助成金が支払われていない場合は、支払われていないことについての誓約書）	○	○

* 実績報告 *

葛飾区公衆喫煙所維持管理実績報告書《第10号様式》
喫煙所の維持管理経費の支払いが終了したことが分かる書類の写し（領収書等）
喫煙所の維持管理経費の内訳が分かる書類の写し

* 交付請求 * ※設置経費・維持管理経費共通です。

葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金交付請求書《第12号様式》

4 助成の対象とする喫煙所の要件

喫煙所の整備について
① 屋内喫煙所で以下の要件を満たすものであること。
ア 給気のために必要な開口部を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される室であること。
イ 境界部における非喫煙区域から喫煙室に向かう気流の確保（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/s以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられていること。
② たばこの煙を屋外に排出することができ、かつ、排出したたばこの煙が近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。
③ 出入口に扉を設けていること。
④ 公衆喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能である旨及び20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨が分かる標識が掲示されており、かつ、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意されていること。
喫煙所の場所について
① 次のいずれかに該当する場所に設置されていること
ア 都市計画法上の用途地域の商業地域内で区長が必要と認める場所
イ アの場合を除き、人通りを勘案し区長が必要と認める場所
喫煙所の運営について
① 一般に開放し、無料で利用できること。
※おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。
② 供用開始の日から5年間、継続して運営するものであること。
その他
① 区が公衆喫煙所として周知することができる状態にあること。
② 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態のものであること。
③ 近隣住人等に対して、十分な説明を行い、理解を得たものであること。

様式等は、葛飾区ホームページからダウンロードできます。

